

市税を一時に納付できない方のために 分割で納付できる猶予制度があります

札幌市

市税の猶予制度

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が札幌市（担当の市税事務所納税課）に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、札幌市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ① 次のアからオのいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
 - ア 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - イ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ウ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - エ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - オ 納税者に上記アからエに類する事実があったこと
 - カ 本来の納期限から1年以上経過したのちに、納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が札幌市（担当の市税事務所納税課）に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※上記①カの場合は納期限までの提出

猶予が認められると…

申請による換価の猶予

- ・既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

徴収猶予

- ・新たな督促や差押え、既に差押えを受けている財産の換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

- 詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。
- 申請書類や「猶予の申請の手引き」は、札幌市のホームページや市税事務所窓口で配布しています。
<https://www.city.sapporo.jp/citytax/osameru/yuuyo.html>

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

申請の手続

提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

- ・申請による換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内。
- ・徴収猶予：表面①ア～オに該当する徴収猶予については申請の期限はありません。
表面①カに該当する場合の徴収猶予については、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

猶予の承認又は却下

提出された書類の内容を審査した後、札幌市から猶予の承認又は却下を通知します。猶予が承認された場合は、札幌市から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画書のとおり納付する必要があります。

※ 申請者等に対して、申請書や添付書類に記載された内容について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合
【担保として提供することができる主な財産の種類】
 - ・国債や札幌市長が確実と認める上場株式などの有価証券
 - ・土地、建物 ・札幌市長が確実と認める保証人の保証

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる認められた期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、担当の市税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合せて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合
- ・調査の結果、申告した内容と異なる収入、財産等の状況が確認された場合、など

<市税事務所の連絡先>【担当する地区】

中央市税事務所 札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央市税事務所庁舎1階

TEL011-596-0108【中央区】

北部市税事務所 札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 9階

TEL011-596-0625【札幌市外】

東部市税事務所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎2階

TEL011-207-3913【北区・東区】

南部市税事務所 札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸2階

TEL011-802-3913【白石区・厚別区】

西部市税事務所 札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階

TEL011-824-3913【豊平区・清田区・南区】

TEL011-618-3913【西区・手稲区】